令和5年度 第1回富山地方最低賃金審議会議事録

- 1. 日時 令和5年5月16日(火) 15:00~15:40
- 2. 場所 富山労働局 5 階大会議室 (会議室 501~503)
- 3. 出席者

公益代表委員 長尾会長、高倉会長代理、柳原委員、堀岡委員 労働者代表委員 中野委員、大森委員、山本委員、鈴木委員 使用者代表委員 寺山委員、江下委員、八田委員、森口委員 事 務 局 吉岡労働局長、福永労働基準部長、 山越賃金室長、河合賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 会長及び会長代理の選出について
- (2) 富山地方最低賃金審議会運営規程について
- (3) 中央最低賃金審議会 目安制度の在り方に関する全員協議会報告について
- (4) 令和5年度の審議事項について
- (5) 運営小委員会の設置について
- (6) その他
- 5. 資料

別添のとおり

6. 議事内容

[河合賃金室長補佐] 定刻となりましたので、今年度第1回の審議会を始めさせていただきます。本日御出席の皆様方におかれましては、令和5年4月1日付けで富山地方最低賃金審議会委員に任命させていただいております。なお、辞令につきましては事前に配付させていただいております。

それでは、会長及び会長代理を選出していただくまでの間、進行を務めさせていただきます賃金室長補佐の河合と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、公益代表の両角委員、労働者代表委員の黒川委員及び使用者代表の和田委員が 御欠席ですが、定足数を満たしておりますので、本会議が有効に成立しておりますことを 御報告いたします。

また、本日の会議は公開としておりますが、傍聴希望者がなかったことを報告いたします。

それでは、開会にあたりまして、富山労働局長の吉岡より御挨拶申し上げます。

[吉岡労働局長] 富山労働局長の吉岡でございます。

今年度第1回目の富山地方最低賃金審議会に御出席いただき誠にありがとうございます。 また、日頃より労働行政の推進に格別の御理解・御協力を賜っておりますことにつきま しても、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

御案内のとおり、最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るとともに、企業間の公正競争の確保に資するなど、我が国経済の発展に重要な役割を果たしており、その動向については社会の注目度も高まっております。

本審議会におきましては、経済情勢や地域の実情等を踏まえつつ、最低賃金額の改定等について調査審議いただき、最終的には、改定最低賃金額などの具体的な内容をもって結論を導き出していただくこととなります。

委員の皆様には、色々と御負担をおかけすることもあろうかと存じますが、何とぞ御理解・御協力賜りますようお願い申し上げます。

当局といたしましては、審議結果を最大限尊重させていただく所存です。

公・労・使それぞれの立場から十分に御審議いただいた上で、合意形成がなされ、一定 の結論が導かれることをお祈り申し上げまして、簡単ではございますが私からの冒頭のあ いさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

[河合賃金室長補佐] 本日の審議会は、第56期の委員の初顔合わせとなりますので、議事に入ります前に「委員の紹介」をさせていただきます。委員の方々につきましては、資料No.1を御覧ください。私のほうから、名簿順に御紹介させていただきます。

まず、公益代表委員を御紹介いたします。

柳原委員でございます。富山大学経済学部経営学科 教授でいらっしゃいます。

長尾委員でございます。富山国際大学 名誉教授でいらっしゃいます。

高倉委員でございます。高岡法科大学法学部 特任教授でいらっしゃいます。

両角委員は御欠席でございます。富山大学経済学部経済学科 教授でいらっしゃいます。 堀岡委員でございます。和み法律事務所 弁護士でいらっしゃいます。

次に労働者代表委員を御紹介いたします。

中野委員でございます。日本労働組合総連合会富山県連合会 副事務局長でいらっしゃいます。

大森委員でございます。電機連合富山地方協議会 事務局長でいらっしゃいます。

山本委員でございます。イオンリテールワーカーズユニオン 北陸信越グループ グループ事務局次長でいらっしゃいます。

鈴木委員でございます。UAゼンセン富山県支部 次長でいらっしゃいます。

黒川委員は御欠席でございます。 J AM北陸 副書記長でいらっしゃいます。

続きまして、使用者代表委員を御紹介いたします。

寺山委員でございます。一般社団法人富山県経営者協会 専務理事でいらっしゃいます。 江下委員でございます。富山県中小企業団体中央会 専務理事でいらっしゃいます。

八田委員でございます。株式会社三和製作所 代表取締役社長でいらっしゃいます。

森口委員でございます。有限会社実業建設新報社 専務取締役でいらっしゃいます。

和田委員は御欠席でございます。和田貿易運送株式会社 代表取締役でいらっしゃいます。 最後に、私ども事務局について紹介させていただきます。

労働局長の吉岡です。

労働基準部長の福永です。

賃金室長の山越です。

私は、賃金室長補佐の河合です。どうぞよろしくお願いいたします。

[河合賃金室長補佐] それでは、議事に入らせていただきます。

議事の1「会長及び会長代理の選出について」ですが、最低賃金法第24条第2項では、「会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」と規定しておりますが、当審議会におきましては労使各側委員のお話し合いにより選出していただくことを慣例としておりますので、これに拠りたいと存じますが、いかがでしょうか。

「労使各側代表委員 異議なし。

[河合賃金室長補佐] 御異議が無いようでございますが、審議に先立ちまして、あらかじめ、労使の代表委員で調整していただいたとのことでございますので、労使のいずれかから御発表いただきたいと存じます。

[中野委員] それでは、私から申し上げます。会長は長尾委員、会長代理は高倉委員にお願いしたいと思います。

[河合賃金室長補佐] ありがとうございました。会長には長尾委員、会長代理には高倉 委員とのことですが、いかがでしょうか。

[労使各側代表委員] 異議なし。

[河合賃金室長補佐] 御異議が無いようですので、会長は長尾委員、会長代理は高倉委員と決定いたしましたので、今後の議事進行を、長尾会長にお願いいたします。

[長尾会長] ただ今会長に御指名をいただきました長尾でございます。会長代理の高倉委員ともども、精一杯務めさせていただきたいと思いますので、審議の運営にあたり、公労使各側委員に御協力をいただきますようお願いいたします。

また、本年度の審議会運営にあたりましては、全ての審議において、全会一致になるよう合意形成に努めて参りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

議事の2の「富山地方最低賃金審議会運営規程」についてですが、事務局から運営規程 (案)について説明してください。

[山越賃金室長] 資料No. 2 として、第 56 期富山地方最低賃金審議会 運営規程(案)を お配りしております。

皆様、資料No.2を御一読いただきますようお願いします。

内容につきましては、昨年と変わりありません。以上です。

[長尾会長] ただ今の説明につきまして、御質問、御意見等はありませんでしょうか。 労働者側いかがでしょうか。

[労働者側代表委員] 特にありません。

「長尾会長」 使用者側いかがでしょうか

[使用者側代表委員] 特にありません。

[長尾会長] 「第 56 期富山地方最低賃金審議会運営規程」につきましては、原案どおり 決定し、今後の審議会はこの規程に従って運営していくことといたしたいと存じます。

次に、議事の3の「中央最低賃金審議会 目安制度の在り方に関する全員協議会報告」 についてですが、事務局から報告内容について説明してください。

[河合賃金室長補佐] 中央最低審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告について説明いたします。資料No.3を御覧ください。

まず、中央最低賃金審議会 目安制度の在り方に関する全員協議会について説明いたします。

毎年度の地域別最低賃金の改定にあたっては、中央最低賃金審議会より地方最低賃金審議会に対して、目安が示されることとなっています。この目安制度の在り方については、 平成7年の全員協議会報告において、「今後、おおむね5年ごとに見直しを行うことが適当」 とされており、この平成7年報告をふまえ、ランク区分も含めておおむね5年ごとに見直 しが行われています。

平成29年の全員協議会報告では、ランク区分に用いる指標の見直しなどについて取りまとめがなされました。また、今後の見直しについては、「5年ごとに見直しを行い、平成34年度、つまり2022年度以後、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当である」とされました。

この平成29年報告をうけ、令和3年5月以降、合計11回全員協議会が開催され、令和5年4月6日に全員協議会報告が取りまとめられました。

続いて、令和5年4月6日に取りまとめられた全員協議会報告のポイントについて説明 いたします。

ポイントは大きくわけて4つあります。ポイント4つの内訳は「中央最低賃金審議会における目安審議の在り方」「地方最低賃金審議会における審議に関する事項」「中央最低賃金審議会における目安審議に用いる参考資料」「今後の見直し」となります。

資料No.3の1ページ目を御覧ください。ポイントの1つ目「中央最低賃金審議会における目安審議の在り方」については、「あるべき水準」として、「最低賃金のあるべき水準を定めること及び定める場合の水準については意見の一致に至らなかったが、引き続き労使で議論することが適当であるとの結論に至った」、「政府方針への配意の在り方」として、

「目安審議においては、時々の事情として政府方針も勘案されているが、最賃法に基づく3要素(労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力)のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要」、「議事の公開」として、「議論の透明性の確保と率直な意見公開を阻害しないという2つの観点をふまえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論にいたった」と、それぞれ取りまとめられています。

続いて、資料3の3ページ目を御覧ください。ポイントの2つ目「地方最低賃金審議会 における審議に関する事項」については、「目安の位置付け」として「目安は、地賃の審議 において全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするものであって、地賃の審 議を拘束するものではないことを改めて確認した」、「ランク制度の在り方(ランク区分の 見直しを含む)」として、「ランク制度を維持することは妥当であることを改めて確認した。 47 都道府県の総合指数の差が縮小傾向であることや、ランク区分の数が多ければその分ラ ンクごとに目安額の差が生じ、地域別最低賃金額の差が開く可能性が高くなることを踏ま え、ランク数は4から3に見直す。ランクの振り分けについては、特に地域間格差の拡大 抑制・ランク間の適用労働者数の偏りの是正が図られるよう、3ランクに変化することに よる影響をできるだけ軽減する必要性、Aランクの地域数が増えてきたというこれまでの 経緯及び直近の地域別最低賃金の状況も踏まえ、現行のランクとの継続性を重視し、Aラ ンクの地域は現行のAランクと同じとし、ランク間の適用労働者数の偏りをできるだけ是 正するため、Aランクの適用労働者数とBランクの適用労働者数は同程度とする等の考え 方を総合的に勘案し、決定」、「発効日」として「発効日とは審議の結果で決まるものであ ることや、最賃法においても公労使で議論して決定できるとされていることについて、地 方最低賃金審議会に周知することが適当」と、それぞれ取りまとめられています。

なお、ランク区分が4ランクから3ランクに見直されたことにより、富山県は、4ランク、3ランクいずれにおいても、上から2番目のBランクとされています。

続いて、資料3の7ページ目を御覧ください。ポイントの3つ目「中央最低賃金審議会 目安審議に用いる参考資料」については、技術的な見直しが行われました。

続いて、資料3の9ページ目を御覧ください。ポイントの4つ目「今後の見直し」については、「おおむね5年ごとに見直しを行い、令和10年度、2028年度をめどに、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当」と取りまとめられています。

以上、中央最低賃金審議会 目安制度の在り方に関する全員協議会から令和5年4月6日に示された報告の説明とさせていただきます。

[長尾会長] ただ今の説明につきまして、御質問、御意見等はありませんでしょうか。 労働者側いかがでしょうか。

[労働者側代表委員] 特にありません。

「長尾会長 使用者側いかがでしょうか

[寺山委員] 細かいところは特にはありません。 後ほどランク分けの説明として何かいただけるのでしょうか。

[山越賃金室長] どのような観点からのお話でしょうか。

[寺山委員] これまで4ランクに分けられていたものが、3ランクに分けられた経緯と 内容に関しては理解をしているつもりでございます。ただ、Bランクは非常に膨大な数の 各県になったので、現実問題絶対額として、Bランクの県の最少額と最高額が115円という大きな差となっています。もう一つは中央からの目安額が今回出てくるのか、出てこないのか、先ほどのお話からするとランク別の目安額は出てくると理解してよろしいですね。Bランクの一定額が出たときにそれに対しての各県、富山県もですが、真摯に協議して決めさせていただいたいと思いますが、そのあたりの目安額がBランクの中で一つになるのか、Bランクの中でも複数出てくるのかという情報は入ってきていますか。

[山越賃金室長] 特段、情報は入ってきておりません。

中賃の目安全員協議会の議事録を確認する限りにおいては、各ランクごとに一つの目安額という前提で議論は進んでいると思います。それ以上の情報は出てきておりません。

[寺山委員] ありがとうございます。それと、昨年も議論の中心になったかと思いますが、この発効日 10 月 1 日を主張される労側委員の御意見ももっともだと思いますし、私ども使用者側が言っている意見というものも御理解いただけているかと思います。本年度も10 月 1 日発効日ということでさかのぼってスケジュールを組んでいただいています。これは10 月 1 日から発効日が遅れても審議状況によるという理解でよろしいでしょうか。

[山越賃金室長] そう受け止めております。

「寺山委員」 ありがとうございます。以上です。

[長尾会長] そのほかに御質問、御意見等はありませんでしょうか。今、Bランクの最小値と最大値の格差が115円という大きな差があるということですが、これだけの差があっても目安額は一つに決定されるということですよね。

[山越賃金室長] 少なくとも、現状事務局が把握している中央最低賃金審議会の審議状況では、同一ランクの中で二つの目安を示すという議論は出ていないと認識しております。

[長尾会長] 審議会の中で格差が大きいと承知されて、意見として出ていたわけでしょうか。

「山越賃金室長」 出ているとみております。

[長尾会長] それに対する議論の内容というのは、先ほどの報告書の中に書かれている 部分はありますか。

[山越賃金室長] こういう言い方が適切か分かりませんが、最終的に報告にまとめられている、Aランク、Bランク、Cランク、適用労働者数でいえば、45 対 45 対 10 というところに議論が収れんしたと議事録からは見ております。

[長尾会長] 詳細は議論の内容を追ってみていただければと思います。

そのほかにないでしょうか。特にないようですので、次に進みます。

議事の4の「令和5年度の審議事項について」ですが、事務局から、昨年度の実績をふまえ、簡単に説明してください。

[山越賃金室長] 最低賃金改正審議の大まかなスケジュールや審議事項等について、昨年度の審議経過を踏まえつつ説明させていただきます。資料No.4を御覧ください。

令和4年度の地域別最低賃金の改正審議につきましては、7月4日の第1回本審において富山県最低賃金の改正決定にかかる諮問を行いました。その後、7月28日の第2回本審において中央最低賃金審議会の「地域別最低賃金額の目安」の伝達をさせていただく予定としておりましたが、中央最低賃金審議会の結審が予定より遅れ、8月3日の第2回専門部会で中賃目安額の伝達を実施させていただき、その後、実質的な改正審議を行っていただきました。

その結果、8月5日開催の第4回専門部会で、全会一致ではなく採決により、最低賃金額を31円引上げ、時間額908円とすることで御結審、御答申いただき、同日開催された第3回本審において、改めて採決の上、同内容をもって御答申を頂きました。

この答申に対して異議申出があったことから、8月23日に第4回本審を開催して異議の 取扱いについて御審議いただき、「令和4年8月5日付け答申のとおり決定することが適当 である。」との御答申を頂きました。

その後、所要の手続を経て、地域別最低賃金は10月1日に発効しております。

なお、本年度の富山県最低賃金の改正決定にかかる諮問につきましては、中央最低賃金 審議会の審議状況を踏まえ、次回、令和5年7月上旬に開催予定の第2回本審において行 わせていただく予定としております。

次に、令和4年度の特定最低賃金の改正審議につきましては、「一般機械、自動車部品製造業」「電気機械器具製造業」「百貨店、総合スーパー」の3件について改正の申出があったことから、8月5日開催の第3回本審において改正の必要性について諮問させていただき、同日開催の第1回特別小委員会において御審議いただいた上で、8月23日の第4回本審において、3件全てについて必要性ありとの御答申を頂き、同日、これら3件について改正の諮問をさせていただきました。

これを受けまして、9月下旬から10月にかけて各専門部会において御審議いただき、その結果、いずれの専門部会におきましても全会一致で議決いただきましたので、審議会令第6条第5項を適用し、各専門部会において御答申を頂きました。

これらの特定最低賃金につきましては、異議の申出はありませんでしたので、それぞれ 最短での発効となり、いずれも年内に発効しております。

今年度につきましては、資料No.5のとおり、昨年度と同様、「一般機械、自動車部品製造業」「電気機械器具製造業」「百貨店、総合スーパー」の3件について、労働者側より、富山労働局長に対して改正決定の申出の意向表明がなされており、3月17日に開催された令和4年度第6回本審において意向確認が行われております。

これらの特定最低賃金につきましては、7月末までに改正の申出が行われる予定となっており、申出がありましたら、年内発効を目指し、おおむね昨年度と同様に御審議をお願

いすることになるものと考えておりますのでよろしくお願いします。 私からの説明は以上です。

[長尾会長] ただ今の説明につきまして、御質問、御意見等はありませんでしょうか。 労働者側いかがでしょうか。

[労働者側代表委員] 特にありません。

[長尾会長] 使用者側いかがでしょうか

[使用者側代表委員] 特にありません。

[長尾会長] 特にないようですので、議事の5の「運営小委員会の設置について」に進みたいと存じます。

今年度の審議につきましても、従来どおり、年間の審議事項及び審議日程等を審議・調整していただくために、「第 56 期運営小委員会」を設置することといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[労使各側代表委員] 異議なし。

[長尾会長] 御異議が無いようですので、「第 56 期運営小委員会」を設置することと致します。それでは、第 56 期運営小委員会の運営規程(案)について、事務局から説明してください。

[河合賃金室長補佐] 資料No.6として、第56期富山地方最低賃金審議会 運営小委員会 運営規程(案)をお配りしております。

皆様、資料No.6を御一読いただきますようお願いします。

内容につきましては、昨年と変わりありません。以上です。

「長尾会長」 ただ今の運営規程(案)について、何か御意見等はございますか。

「労使各側代表委員 異議なし。

[長尾会長] 御異議が無いようですので、この規程によりまして第 56 期運営小委員会を 運営していくこととします。

運営規程の第1条第2項に「運営小委員会は、会議の円滑かつ効率的な審議及び運営を 図るため富山地方最低賃金審議会の審議及び運営に関する基本的な事項について審議する ことを目的とする。」とございますので、運営小委員会においては、審議会の議事が効率的 かつ円滑に運営されるよう審議をお願いしたいと存じます。

また、この運営小委員会の委員につきましては、労働者代表委員及び使用者代表委員の

推薦を受けて会長が指名することとなっておりますので、候補者名簿を令和5年5月31日 (水)までに事務局に提出していただきますようお願いいたします。

推薦用紙につきましては、労働者側は中野委員、使用者側は寺山委員の卓上にお配りしておりますので、御確認ください。

それでは、次に、議事の6の「その他」ですが、何かございますか。

[労使各側代表委員] ありません。

[長尾会長] 無いようですので、本審議会を終了することとし、本日の議事録確認担当 委員を指名させていただきたいと思います。

議事録確認担当委員につきましては、私のほか、労使各側から1名ずつお願いしたいと 思います。御異議ございませんか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] それでは、名簿順に従いまして、本日の議事録確認担当委員には、 労働者側委員からは、中野委員 使用者側委員からは、寺山委員

のお二人にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] それでは、本日の審議は以上で終了とします。 本日は御苦労様でした。